

# HIKARI

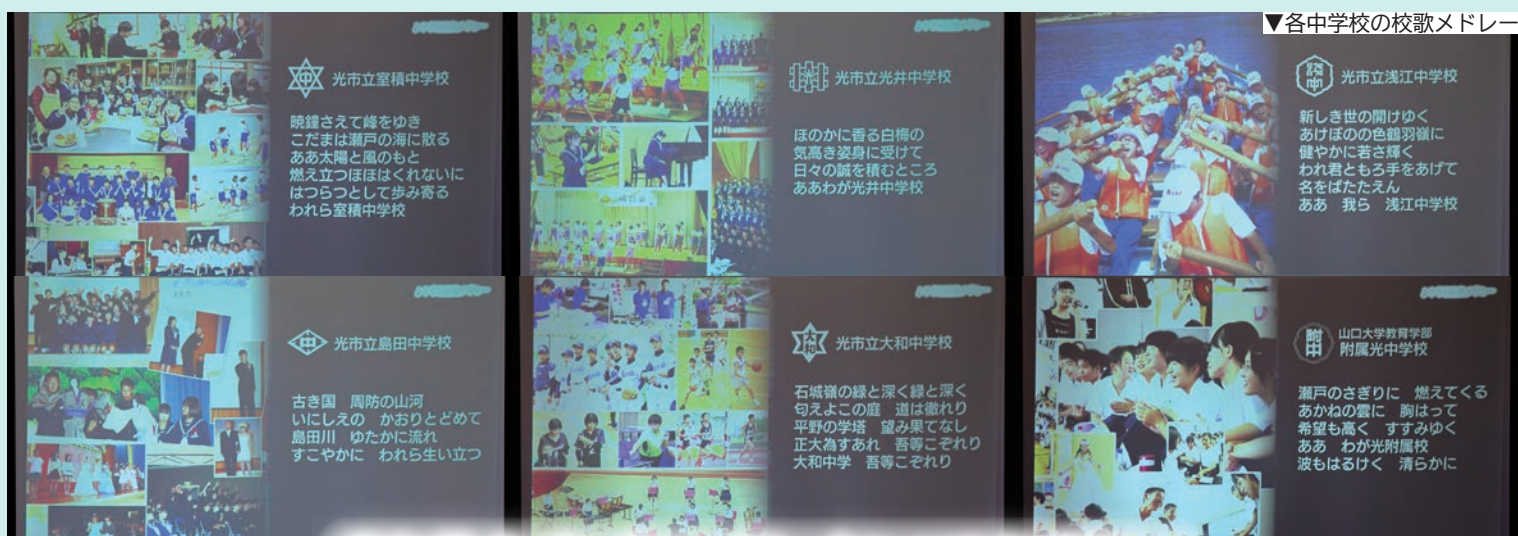
2021 年 6 月号

毎月 25 日発行

広報

Public Relations

Vol.370



## 新成人をオンラインでお祝い



▲市川市長からのメッセージ



▲恩師の皆さんからのメッセージ



▲光高校吹奏楽部とひかり吹奏楽団の演奏

## Contents「目次」

|                                                       |    |
|-------------------------------------------------------|----|
| ■市有地を売却します                                            | 2  |
| ■大雨に注意しましょう                                           | 4  |
| ■市・県民税の主な改正点をお知らせします                                  | 6  |
| ■介護保険制度が変わりました                                        | 8  |
| ■市営住宅の入居者を募集します                                       | 10 |
| ■国民健康保険税の変更について                                       | 11 |
| ■「市民生活・地域経済応援商品券」の取扱店を募集 / 子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)を支給 | 12 |
| ■無料耐震診断・耐震改修補助 / 水道管内リフレッシュ大作戦                        | 13 |
| ■光市協働事業提案制度 / 市民活動補償制度                                | 14 |
| ■ひかりエコクラブ隊員を募集 / 「ふるさと光応援寄附金」(ふるさと納税)お礼と報告            | 15 |
| ■市の財政状況をお知らせします                                       | 16 |
| ■不妊・不育症治療費の助成拡充                                       | 30 |

## 「新成人の誓い」を 30 頁に掲載



▲上記メッセージと演奏は、5月31日(月)までこちらから視聴可能



▲光市成人のつどい企画運営委員会の皆さん



## 市有地を売却します

### ■一般競争入札による売却

光総合病院では、次の市有地を一般競争入札により売却します。  
入札に参加するためには事前に申し込みが必要です。

#### □売却物件

| 物件番号 | 所在地            | 登記地目 | 登記面積                    | 最低売却価格        |
|------|----------------|------|-------------------------|---------------|
| 1    | 虹ヶ浜一丁目 8 番 1   | 宅地   | 3,166.72 m <sup>2</sup> | 127,000,000 円 |
| 2    | 虹ヶ浜二丁目 14 番 20 | 宅地   | 232.59 m <sup>2</sup>   | 10,800,000 円  |
| 3    | 虹ヶ浜二丁目 13 番 1  | 宅地   | 706.46 m <sup>2</sup>   | 16,800,000 円  |
|      | 虹ヶ浜二丁目 13 番 2  | 宅地   | 239.42 m <sup>2</sup>   |               |



□入札日時 6 月 14 日(月) 10 時～

□入札会場 光総合病院 1 階講堂

□申込方法 光総合病院総務課に備え付けの案内書または光総合病院<sup>④</sup>（右記 QR コード参照）の記載事項を確認し、書類に必要事項を記入の上、お申し込みください。

□申込期間 6 月 8 日(火)まで

□申し込み・問合せ 光総合病院総務課管理係 ☎ 0833-72-1000



▲光総合病院<sup>④</sup>

### ■公募型プロポーザルによる売却

市では、次の市有地を公募型プロポーザルにより売却します。公募型プロポーザルとは複数の申込者に目的物に対する企画を提案いただき、その中から最も優れた提案者に売却するものです。

#### □売却物件

▪ 物件名 光市栽培漁業センター用地の一部

| 所在地            | 登記地目 | 用途地域  | 登記面積                        | 最低売却価格       |
|----------------|------|-------|-----------------------------|--------------|
| 室積二丁目 445 番 21 | 雑種地  | 準工業地域 | 計<br>4,321.5 m <sup>2</sup> | 68,100,000 円 |
| 室積二丁目 445 番 27 | 堤    |       |                             |              |
| 室積二丁目 445 番 28 | 雑種地  |       |                             |              |



□申込方法 農林水産課水産係に備え付けの案内書または市<sup>⑤</sup>（右記 QR コード参照）の記載事項を確認し、書類に必要事項を記入の上、お申し込みください。

□現地説明 5 月 28 日(金) 14 時～ ※事前に申し込みが必要です。

□質問の受付期間 6 月 9 日(水)まで

□参加申込期間 6 月 14 日(月)～ 25 日(金)まで

□第 1 次審査（資格審査） 6 月下旬予定

□第 2 次審査（プレゼンテーション・ヒアリング審査） 7 月中旬予定

□申し込み・問合せ 農林水産課水産係 ☎ 0833-72-1498



▲市<sup>⑤</sup>

## ■随時受け付けによる売却

市では、次の土地の購入申し込みを先着順で受け付けています。申込方法など、詳しくはお問い合わせください。



▲市HP

### □売却物件

|                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><b>1</b> 千坊台三丁目 428 番<br/>232.92 m<sup>2</sup> / 6,055,920 円</p>         | <p><b>2</b> 千坊台三丁目 430 番<br/>236.20 m<sup>2</sup> / 6,141,200 円</p>          | <p><b>3</b> 室積六丁目 3995 番 15<br/>231.22 m<sup>2</sup> / 6,219,818 円</p>   |
| <p><b>4</b> 大字小周防 1735 番 13<br/>210.34 m<sup>2</sup> / 2,734,420 円</p>   | <p><b>5</b> 上島田五丁目 180 番 29<br/>727.15 m<sup>2</sup> / 17,597,030 円</p>   |                                                                                                                                                            |

※購入の申し込みは随時受け付けているため、売却済みの場合もあります。

□申し込み・問合せ 財政課管財係 ☎ 0833-72-1414

## ✳子育て世帯などの定住支援

本市に移住する人、または移住して1年以内の人が、上記の随時受け付けによる売却の市有地を購入し、住宅を建築し定住したときに、支援金として指定地1件につき50万円を交付します。

さらに、以下に該当すれば支援金の額は最大100万円となります。

- 1 市内業者による建築の場合は20万円加算
- 2 子育て世帯を対象に、中学3年生までの子1人につき10万円加算（上限30万円）



▲市HP

### 【フラット35 地域連携型と連携しています】

本事業の対象者が、独立行政法人 住宅金融支援機構の「フラット35 住宅ローン」を利用する場合、借り入れから5年間の金利が0.25%優遇されます。

□申し込み・問合せ 企画調整課企画係 ☎ 0833-72-1407



梅雨入りしました

# 大雨に注意しましょう

梅雨時期は、雨が断続的に  
長期間続くという特徴があり  
ます。

加えて、近年では線状降水  
帯による集中豪雨のように一  
定の地域で大雨が続くケース  
も見られます。

気象情報や避難情報などの  
災害に関する情報をさまざま  
な媒体や方法を活用して積極  
的に収集し、危険を感じたら  
早めの避難を心がけることが  
大切です。

避難勧告と避難指示  
(緊急)が「避難指示」  
に一本化されました

災害対策基本法が改正さ  
れ、警戒レベル4は、「避難  
指示」に一本化されました。  
これまでの避難指示(緊急)  
のタイミングで発令する避難  
情報はなくなり、今  
後、警戒レベル4「避難指  
示」が発令された場合には、  
危険な場所にいる人は全員避  
難してください。

また、レベル3の「避難準  
備・高齢者等避難開始」は  
「高齢者等避難」、警戒レベ  
ル5の「災害発生情報」は  
「緊急安全確保」へ変更され  
ました。

下表を参考にして、適切な避  
難行動を開始してください。

緊急時や災害時などで命に  
かわかる情報は、防災行政無  
線や市メール配信サービス、  
防災情報電話通知サービスな  
どにより、昼夜を問わず緊急  
通報を行います。避難情報  
が発令されていない場合で  
も、危険を感じた場合は、早  
めの避難行動をとるようにし  
てください。

なお、自宅以外の場所へ避難  
する必要がある場合の避難先  
(市の開設する避難所や安全な  
親戚、知人宅など)は、ハザ  
ードマップなどを活用し、事前  
に検討しておきましょう。  
※避難情報発令時は防災行政  
無線の緊急通報時サイレンを  
15秒間吹鳴します。  
※サイレン音は市HPから試聴  
できます。

## 5月20日から適用された、警戒レベルに対する避難情報など

| 警戒レベル             | 新たな<br>避難情報等         | 状況               | 住民が<br>とるべき行動      | これまでの<br>避難情報等           |
|-------------------|----------------------|------------------|--------------------|--------------------------|
| 5                 | 緊急安全確保<br>※1         | 災害発生<br>または切迫    | 命の危険<br>直ちに安全確保！   | 災害発生情報(災害が<br>発生したときに発令) |
| < 警戒レベル4までに必ず避難 > |                      |                  |                    | ・避難指示(緊急)<br>・避難勧告       |
| 4                 | 避難指示<br>※2           | 災害の<br>おそれ高い     | 危険な場所<br>から全員避難    | 避難準備・<br>高齢者等避難開始        |
| 3                 | 高齢者等避難<br>※3         | 災害の<br>おそれあり     | 危険な場所から<br>高齢者等は避難 | 大雨・洪水・高潮<br>注意報(気象庁)     |
| 2                 | 大雨・洪水・高潮<br>注意報(気象庁) | 気象状況<br>悪化       | 自らの避難<br>行動を確認     | 早期注意情報<br>(気象庁)          |
| 1                 | 早期注意情報<br>(気象庁)      | 今後気象状況<br>悪化のおそれ | 災害への心構え<br>を高める    |                          |

※1・・・市が災害状況を確実に把握できるものではないなどの理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。  
※2・・・避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令することになります。  
※3・・・警戒レベル3は、高齢者など以外の人も必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

## □情報の入手方法

災害に関する情報は、防災行政無線をはじめ、防災広報ダイヤルや市メール配信サービス、防災情報電話通知サービスのほか、テレビやラジオなどから収集し、避難に役立ててください。

【防災行政無線の放送内容を確認する方法】

・防災広報ダイヤル

防災行政無線の内容が確認できます。

☎0833-72-1410

・光市メール配信サービス

防災行政無線の避難情報など緊急通報のほか、警報や注意報など気象情報をメールで受け取ることができます。

・登録方法

次のアドレス (hikari@xpr.esmail.jp)宛てに空メールを送ると登録手続きが行うことができます。



▲メール配信サービス

また、下記QRコードからも、空メールを送ることができます。

・防災情報電話通知サービス

光市メール配信サービスが使いづらい人や防災行政無線が聞こえない人を対象に、防災行政無線で放送した避難情報や避難所の開設情報などを、固定電話やFAXで受け取ることができます。

・申込方法

防災危機管理課、福祉総務課（あいぱーく光）、大和支所および各出張所に備え付けまたは市🌐掲載の申込書に必要事項を記入の上、持参、FAX、メールまたは郵送のいずれかでご提出ください。

・市ホームページ

市🌐に、防災行政無線の通報内容（放送内容）を掲載しています。



▲市🌐



▲市🌐



▲山口県🌐

※山口県も光市をはじめ県内の災害情報を発信しています。

「防災やまぐち」

## □避難所における感染症対策の実施

避難所では、新型コロナウイルス感染症対策を実施します。お互いを思いやり、うつらない、うつさないための対策にご協力をお願いします。

### 【主な感染症対策】

・身体的距離の確保、マスクの着用、手洗い・手指消毒、検温、発熱などの症状がある人の専用の避難所の開設など  
※避難所で車中避難する時は必ず受付を行ってください。

※避難所の駐車場はスペースに限りがあります。避難所へ避難している人または車中避難している人以外の駐車はご遠慮ください。

### 避難時の非常持ち出し品チェックリスト（例）

・懐中電灯    ・ラジオ    ・ヘルメット    ・持病の薬とお薬手帳のコピー    ・非常食    ・水  
 ・応急医療品、体温計    ・マスク、衣類、タオル    ・ウエットティッシュ    ・貴重品（小銭も用意）  
 ※他に必要なものがあれば準備をお願いします。

### 【参考】自主避難所一覧

＊・・・支所・出張所の電話番号

| 地区     | 自主避難所名       | 電話番号          | 地区   | 自主避難所名       | 電話番号          |
|--------|--------------|---------------|------|--------------|---------------|
| 周防     | 周防コミュニティセンター | 0833-77-2022＊ | 光井 ★ | あいぱーく光       | 0833-74-3000  |
| 三井 ★   | 三井小学校体育館     | 0833-77-0042  | 室積   | 室積コミュニティセンター | 0833-78-0013＊ |
| 上島田 ★  | 島田中学校武道場・体育館 | 0833-77-0255  | 牛島   | 牛島コミュニティセンター | 0833-79-3198＊ |
| 島田・中島田 | 地域づくり支援センター  | 0833-72-8880  | 大和全域 | 大和コミュニティセンター | 0820-48-2211＊ |
| 浅江     | 浅江コミュニティセンター | 0833-72-1431＊ |      |              |               |

（★）災害の状況により、三井地区で三島コミュニティセンター、上島田地区で農村婦人の家、光井地区で光井コミュニティセンターを開設する場合があります。



令和3年度

## 市・県民税の主な改正点をお知らせします

## 1 給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替

働き方の多様化を踏まえ、働き方改革を後押しするなどの観点から、特定の収入にのみ適用される給与所得控除および公的年金等控除の控除額を一律で10万円引き下げる一方、全ての所得に適用される基礎控除の控除額を10万円引き上げます。

## □給与所得控除の改正

- ・給与所得控除が一律10万円引き下げられました。
- ・給与所得控除の上限額が適用される給与収入金額が850万円に引き下げられました。
- ・給与所得控除の上限額が195万円に引き下げられました。

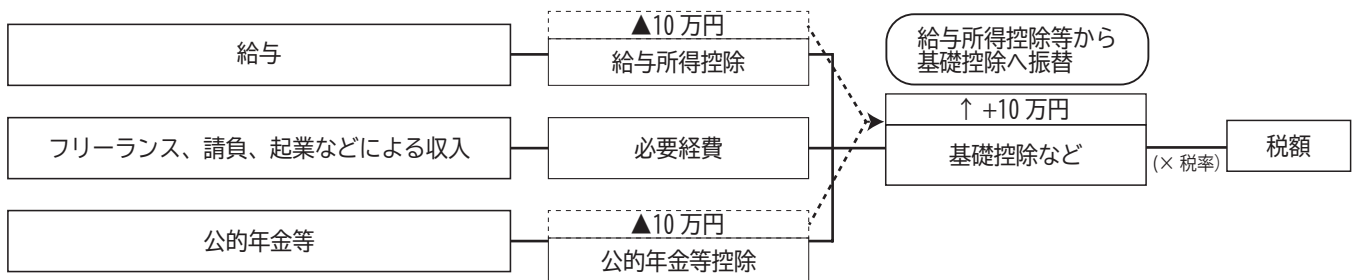
## □公的年金等控除の改正

- ・公的年金等控除が一律10万円引き下げられました。
- ・公的年金等収入金額が1,000万円以上の控除額に195万5千円の上限が設定されました。
- ・公的年金等以外の所得金額が1,000万円超から2,000万円の場合で10万円、2,000万円超の場合で20万円を公的年金等控除額から引き下げて算定します。

## □基礎控除の改正

- ・控除額が右表のとおり10万円引き上げられました。
- ・納税義務者の前年の合計所得金額が2,400万円を超える場合は合計所得金額に応じて控除額が逡減されます。

| 納税義務者本人の合計所得       | 基礎控除額    |
|--------------------|----------|
| 2,400万円以下          | 430,000円 |
| 2,400万円超～2,450万円以下 | 290,000円 |
| 2,450万円超～2,500万円以下 | 150,000円 |
| 2,500万円超           | 適用なし     |



## 2 所得金額調整控除の創設

給与所得控除の改正、公的年金等控除の改正に伴い、給与と公的年金の両方の収入がある人や、介護や子育てを行う世帯などの負担が増加しないようにするため、所得金額調整控除が創設されました。

## □給与所得および公的年金等に係る雑所得の両方を有する場合

給与所得および公的年金等に係る雑所得の合計額が10万円を超える場合は、給与所得金額から所得金額調整控除額を差し引きます。

●所得金額調整控除額＝（給与所得金額（10万円を限度）＋公的年金等所得金額（10万円を限度））－10万円

## □給与収入が850万円を超えている場合

給与等収入金額が850万円を超えて次のいずれかに該当する場合は、給与所得金額から所得金額調整控除額を差し引きます。

- ①特別障害者に該当する
- ②23歳未満の扶養親族を有する
- ③特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族を有する

●所得金額調整控除額＝（給与等収入金額（1,000万円を限度）－850万円）×10%

### 3ひとり親控除の創設および寡婦控除の改正

全てのひとり親家庭に対して公平な税制を実現する観点から、「婚姻歴の有無による不公平」と「男性のひとり親と女性のひとり親の間の不公平」を解消するため、ひとり親控除の創設と寡婦控除の改正が行われました。

#### □ひとり親控除の創設

現に婚姻をしていない人、または配偶者の生死の明らかでない人で、次の要件をすべて満たす人についてひとり親控除（控除額 30 万円）が適用されることとなりました。

①総所得金額が 48 万円以下の生計を一にする子を有する人

②合計所得金額が 500 万円以下

#### □寡婦控除の改正

子以外の扶養親族を有する寡婦控除（控除額 26 万円）について、新たに合計所得金額が 500 万円以下の制限が設けられました。

※ひとり親控除、寡婦控除とも、住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」の記載がある人は対象外となります。

### 4配偶者控除等の所得金額要件の改正および市・県民税の非課税基準の改正

給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替に伴い、配偶者控除等の所得金額要件等が改正されました。

#### □配偶者控除等の所得金額要件の改正

- ・配偶者控除および扶養控除に係る配偶者および扶養親族の合計所得金額の要件が 48 万円以下となりました。
- ・配偶者特別控除に係る配偶者の合計所得金額の要件が 48 万円超 133 万円以下となりました。
- ・勤労学生控除に係る本人の合計所得金額の要件が 75 万円以下となりました。

#### □市・県民税の非課税基準の改正

市・県民税の非課税基準の要件が次のとおりとなりました。

| 非課税の内容                             | 要件                                                                                              |
|------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 障害者、未成年者、ひとり親、寡婦に対する非課税措置の合計所得金額要件 | 合計所得金額 135 万円以下                                                                                 |
| 均等割の非課税限度額の合計所得金額                  | 合計所得金額が 28 万円 × (同一生計配偶者 + 扶養親族の人数 + 1) + 10 万円 + 16 万 8 千円以下<br>※同一生計配偶者および扶養親族がいない場合は 38 万円以下 |
| 所得割の非課税限度額の総所得金額                   | 総所得金額が 35 万円 × (同一生計配偶者 + 扶養親族の人数 + 1) + 10 万円 + 32 万円以下<br>※同一生計配偶者および扶養親族がいない場合は 45 万円以下      |

#### ✳令和 3 年度市・県民税などの決定について

3 月 16 日以降に、令和 3 年度市・県民税申告書または確定申告書を提出された場合は、市・県民税の賦課決定において当該申告内容が反映されない場合がありますのでご了承ください。

この場合、申告内容に基づき再度計算を行い、当初課税額から増額または減額が生じた場合、順次、変更後の税額について納税通知書などによりお知らせします。

また、前年中の所得に基づき計算される国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料についても同様に反映が間に合わず、変更となる場合があります。

☎税務課市民税係（市・県民税、国民健康保険税）☎ 0833-72-1439

☎市民課年金・高齢者医療係（後期高齢者医療保険料）☎ 0833-72-1428

☎高齢者支援課介護保険係（介護保険料）☎ 0833-74-3003



65歳以上の皆さんへ

## 介護保険制度が変わりました

### ■保険料の所得段階区分および年額保険料

| 区分／保険料                                               | 対象                                                                            |
|------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|
| <b>第1段階</b><br>19,510円（月額1,626円）<br>基準額×0.3（10円未満切捨） | 生活保護を受けている人、世帯全員が住民税非課税の人のうち老齢福祉年金を受けている人、または本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人 |
| <b>第2段階</b><br>29,270円（月額2,440円）<br>基準額×0.45         | 世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下の人                         |
| <b>第3段階</b><br>45,530円（月額3,795円）<br>基準額×0.7          | 世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超えている人                             |
| <b>第4段階</b><br>56,910円（月額4,743円）<br>基準額×0.875        | 本人が住民税非課税で、世帯の中に住民税課税の者がいる人のうち、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人               |
| <b>第5段階</b><br>65,050円（月額5,421円）<br>【基準額】            | 本人が住民税非課税で、世帯の中に住民税課税の者がいる人のうち、第4段階対象者以外の人                                    |
| <b>第6段階</b><br>73,180円（月額6,099円）<br>基準額×1.125        | 本人が住民税課税で、本人の前年の合計所得金額が125万円未満の人                                              |
| <b>第7段階</b><br>81,310円（月額6,776円）<br>基準額×1.25         | 本人が住民税課税で、本人の前年の合計所得金額が125万円以上190万円未満の人                                       |
| <b>第8段階</b><br>97,570円（月額8,131円）<br>基準額×1.5          | 本人が住民税課税で、本人の前年の合計所得金額が190万円以上290万円未満の人                                       |
| <b>第9段階</b><br>100,820円（月額8,402円）<br>基準額×1.55        | 本人が住民税課税で、本人の前年の合計所得金額が290万円以上400万円未満の人                                       |
| <b>第10段階</b><br>118,710円（月額9,893円）<br>基準額×1.825      | 本人が住民税課税で、本人の前年の合計所得金額が400万円以上700万円未満の人                                       |
| <b>第11段階</b><br>136,600円（月額11,384円）<br>基準額×2.1       | 本人が住民税課税で、本人の前年の合計所得金額が700万円以上の人                                              |

※（）は月額に換算した参考値（小数点以下切り上げ）

### 介護保険料を 変更しました

介護保険制度は、介護を必要とする人々を社会全体で支え合う大切な制度です。令和3年度から、介護保険料の変更など、制度の一部が変更となりました。

将来の安心のため、保険料の納付にご協力をお願いします。

介護保険料は、介護保険事業計画に基づいて3年ごとに見直す仕組みとしています。市では、サービス利用者の

増加などにより、所得段階区分は11段階のままで、令和3年度から、保険料基準額（第5段階）を月額294円引き上げ、月額5421円（年額6万5050円）としました。※40～65歳未満の人の保険料は、加入する医療保険の計算

方式により決められ、医療保険料と合わせて医療保険者に支払います。

詳しくは、加入している医療保険者にお問い合わせください。



### ◆保険料の減免制度

□減免の対象 第2段階と第3段階で、特に生計が困難な低所得の人のうち、次の要件に該当する人

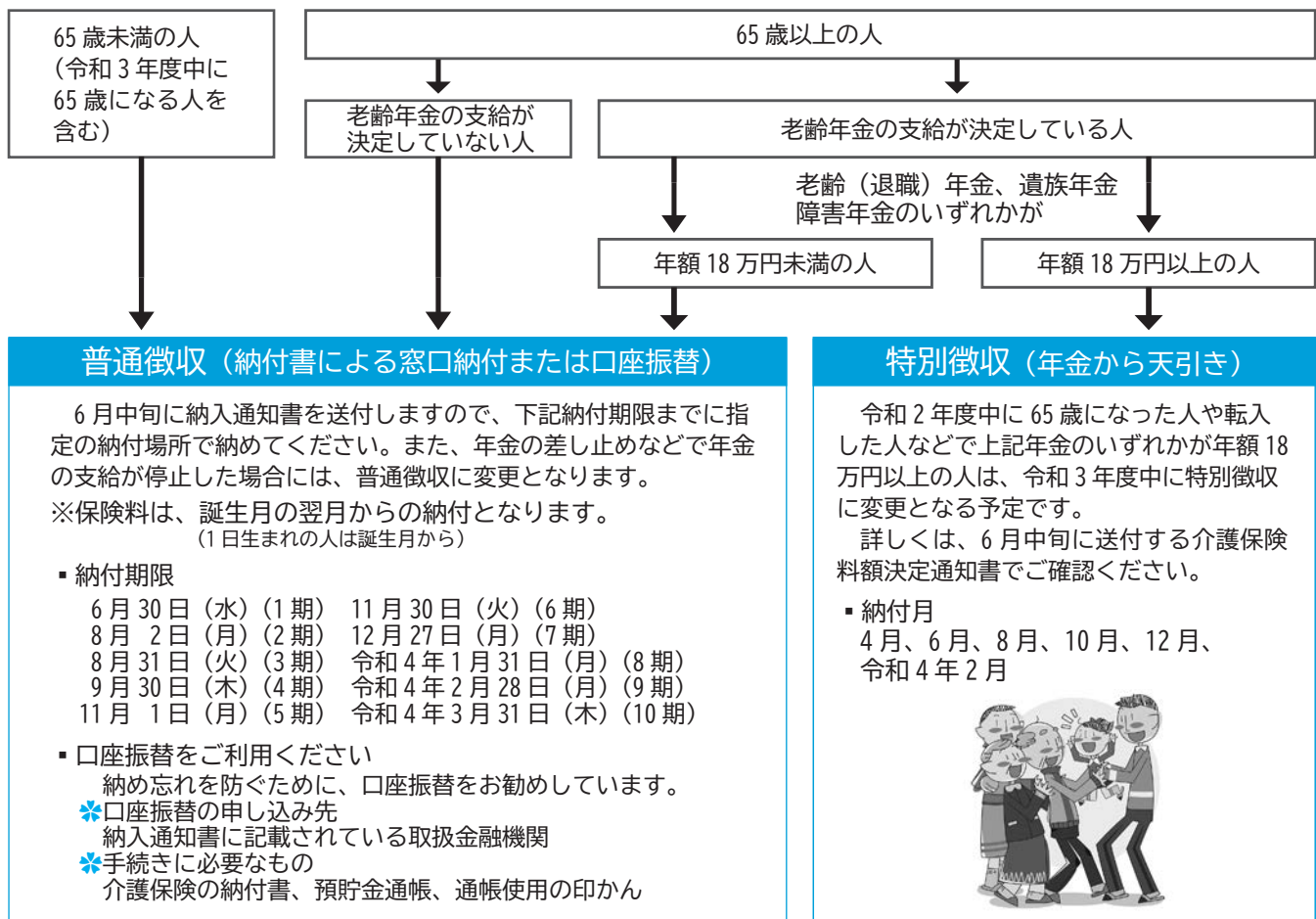
□減免の要件 ①世帯の収入合計が1人世帯で90万円以下であること（2人以上の世帯の場合は、2人目から1人につき70万円を加算）、②世帯の預貯金などの合計が160万円以下であること、③世帯員が居住用以外の土地または建物を所有していないこと（処分が不可能な資産は除く）、④市民税課税の人に実態として扶養されていないこと

※住民票上で別世帯であっても実態として同居の場合は同一世帯と見なします。

□減免の金額 上表の第1段階の金額まで減免

□手続きに必要なもの 申請書、関係書類（申告書、調査のための同意書、医療保険被保険者証の写し、年金振込通知書の写しなど）

## ■ 令和3年度の介護保険料の納め方



## 介護保険制度が 一部見直されました

### □高額介護(介護予防)サービス費の見直し

8月から、介護保険サービスの自己負担上限額について、医療保険の高額療養費制度における負担上限額に合わせ、現行の現役並所得相当の世帯の上限額が変更になります。

### □介護保険施設への入所などに対する負担額軽減の適用条件の見直し

8月から、介護保険施設に入所中の人などを対象とした居住費、食費の自己負担額の軽減制度について、利用者負担段階が細分化され、適用要件の預貯金等の額が変更となります。併せて、食費の自己負担額が変更となります。

### □介護保険負担限度額認定証を受けている皆さんへ

7月31日(土)で認定証の有効期間が切れるため、新たに申請が必要です。

7月上旬に申請書を送付し

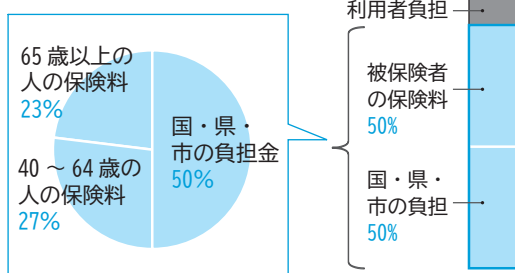
ますので、7月30日(金)までに高齢者支援課介護保険係(あいぱーく光)にご提出ください。

### 介護サービスの財源

介護保険を利用し、介護サービスを受けた費用は、利用者本人が1割から3割を負担し、残りのうち50%を被保険者の保険料で、残りの50%を国、県、市で負担しています。

被保険者の保険料では、65歳以上の第1号被保険者が23%、40歳から64歳までの第2号被保険者が27%を負担します。

#### ■介護サービスにかかる費用の財源





## 市営住宅の入居者を募集します

### □入居資格

- ①市町村税を完納している人
- ②同居の親族がある人（単身世帯向け住宅への申し込みは一定の要件があります）
- ③公営住宅法で定める収入基準に該当する人
- ④現に住宅に困窮していることが明らかでない人
- ⑤入居者及び同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でない人
- ⑥当選の連絡を受けてから、30日以内に入居手続きを済ませて入居できる人

※市外在住の人も申し込みができます。

### □申込方法

建築住宅課に備え付けの申込書に必要事項を記入の上、ご提出ください。

### □受付期間

5月25日(火)～6月7日(月)

8時30分～17時15分

※土・日曜日を除く。

### □抽選日時／場所

6月16日(水) 10時／市役所

#### ■一般世帯向け住宅 ※単身での申し込み不可

| 住宅名            | 号数     | 一般枠 | 優先枠 | 間取り  | 建築年度 | 家賃              | 浴槽 | エレベーター |
|----------------|--------|-----|-----|------|------|-----------------|----|--------|
| 領家台<br>(島田六丁目) | 6棟203号 | ○   |     | 3DK  | 平成6  | 21,900円～43,000円 | ○  |        |
| 花園<br>(花園二丁目)  | 305号   | ○   |     | 3DK  | 平成8  | 24,200円～47,500円 | ○  |        |
| 緑町<br>(浅江七丁目)  | 4棟105号 | ○   |     | 3LDK | 平成19 | 28,000円～54,900円 | ○  | ○      |

#### ■単身世帯向け住宅

| 住宅名            | 号数     | 一般枠 | 優先枠 | 間取り | 建築年度 | 家賃              | 浴槽 | エレベーター |
|----------------|--------|-----|-----|-----|------|-----------------|----|--------|
| 領家台<br>(島田六丁目) | 6棟101号 | ○   |     | 2DK | 平成6  | 18,300円～36,000円 | ○  |        |
| 岩田駅前<br>(大字岩田) | 203号   |     | ○   | 2DK | 令和3  | 21,200円～41,600円 | ○  | ○      |
|                | 304号   | ○   |     | 2DK | 令和3  | 21,200円～41,600円 | ○  | ○      |
|                | 403号   | ○   |     | 2DK | 令和3  | 21,200円～41,600円 | ○  | ○      |
|                | 404号   | ○   |     | 2DK | 令和3  | 21,200円～41,600円 | ○  | ○      |

※優先枠は、高齢者世帯などを対象に、一般世帯より優先して抽選できる住宅です。



## 令和3年度からの 国民健康保険税の変更について

この度の税制改正による控除額の見直しに伴い、国民健康保険税の所得割額の計算および軽減判定基準が変更となりました。

### ■変更の内容

#### □所得割額の計算の変更

基礎控除額の引き上げなどに伴い、所得割額の計算が変更となりました。



| 区分     | 改正前                                                          | 改正後                                                            |
|--------|--------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|
| 所得割額※1 | $(\text{前年分総所得金額等} - \text{基礎控除額 (33 万円)}) \times \text{税率}$ | $(\text{前年分総所得金額等} - \text{基礎控除額 (43 万円※2)}) \times \text{税率}$ |

※1 所得に応じて賦課します。課税する年度の前年分総所得金額等から基礎控除額を除いた額に、所得割の税率をかけて算出します。

※2 前年分合計所得金額が2,400万円を超える人は控除額が遡減します。

#### □軽減判定基準の変更

基礎控除額の引き上げなどに伴い、軽減判定基準が変更となりました。

| 区分   | 軽減判定基準※3                                         |                                                                                  |
|------|--------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|
|      | 改正前                                              | 改正後                                                                              |
| 7割軽減 | 基礎控除額 (33 万円)                                    | 基礎控除額 (43 万円)<br>+10 万円 × (給与所得者等の数 -1)※4                                        |
| 5割軽減 | 基礎控除額 (33 万円) + 28.5 万円 × (被保険者数と世帯に属する旧国保被保険者数) | 基礎控除額 (43 万円)<br>+ 28.5 万円 × (被保険者数と世帯に属する旧国保被保険者数)<br>+ 10 万円 × (給与所得者等の数 -1)※4 |
| 2割軽減 | 基礎控除額 (33 万円) + 52 万円 × (被保険者数と世帯に属する旧国保被保険者数)   | 基礎控除額 (43 万円)<br>+ 52 万円 × (被保険者数と世帯に属する旧国保被保険者数)<br>+ 10 万円 × (給与所得者等の数 -1)※4   |

※3 世帯主と被保険者および旧国保被保険者の総所得金額等の合計額が基準以下の場合に軽減されます。

※4 世帯主と被保険者および旧国保被保険者のうち、給与所得を有する者（給与等の収入金額が55万円を超える者）の数と公的年金等に係る所得を有する者（給与所得を有する者を除き、公的年金等の収入金額が65歳未満の者にあつては60万円を、65歳以上の者にあつては125万円を超える者）の数の合計数が2以上の場合



## 「市民生活・地域経済応援商品券」

### の取扱店を募集します

市民生活の下支えや地域経済の活性化を目的に、市内の店舗などで使用できる一人当たり50000円の商品券を発行し、市民全員に配付します。

この商品券をお取り扱いいただける市内の小売店・各種サービスを提供すること、業所を募集します。

#### □商品券の内容

・名称 「市民生活・地域経済応援商品券」

・額面 1枚10000円

※市民一人につき5枚1セット（全店共通券2枚・小規模店舗専用券3枚）

・発行総額

約2億5250万円

・使用期間 9月1日(水)～12月31日(金)まで

※商品券は8月に郵送する予定です。商品券の使用方法については広報8月号（7月25日発行）でお知らせします。

#### □取扱店

・参加資格 市内で営業を行う店舗・事業所（登録制・業種不問）で、コロナ対策推進宣言事業所の認定を受けていること（宣言事業所

の申し込みも同時に受け付けます）。

#### □登録方法

光商工会議所 備え付けの参加店登録申込書に必要事項を記入の上、光商工会議所に持参、FAXまたは郵送のいずれかでご提出ください。

・登録申込期間 5月27日（木）～6月28日（月）

※締切後も申し込みできますが、対象者に郵送するパンフレットに店名が掲載されません。

※詳しくは、市HP（左記QRコード参照）をご確認ください。

#### 申し込み・問合せ

##### ●取扱店募集に関すること

光商工会議所

〒743-0063

光市島田四丁目14-15

☎ 0833-71-0650 FAX 0833-71-1782

##### ●商品券発行に関すること

市商工観光課 ☎ 0833-72-1464



▲市HP



## 子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）を支給します

新型コロナウイルス感染症の影響の長期化で、失業や収入減少、子育ての負担増加などが生じていることを踏まえ、ひとり親世帯に給付金を支給します（所得（収入）制限あり）。

#### □給付対象者

・公的年金受給者  
公的年金給付などを受けていることで、児童扶養手当を受給していない人（児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る人に限りません）。

・家計急変者

新型コロナウイルス感染症の影響で、家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している人と同じ水準となっている人

※児童扶養手当受給者は給付済です。

#### □児童扶養手当の収入目安

| 扶養人数 | 収入基準額      |
|------|------------|
| 0人   | 3,114,000円 |
| 1人   | 3,650,000円 |
| 2人   | 4,125,000円 |
| 3人   | 4,600,000円 |
| 4人   | 5,075,000円 |
| 5人   | 5,550,000円 |

#### □給付額

児童一人当たり一律5万円

#### □手続き

申請書類を子ども家庭課にご提出してください。

※市HP（左記QRコード参照）で申請方法および必要書類などをご確認いただくか、窓口でお気軽にお問い合わせください。

#### □支給日

申請月の翌月末日

#### □申請期限

令和4年2月28日（月）

#### 提出先・問合せ

子ども家庭課子育て支援係  
（あいぱーく光）

〒743-0011

光市光井二丁目2番1号

☎ 0833-74-3009



▲市HP



～あなたのお住まい、耐震性は大丈夫？～

## 木造住宅の無料耐震診断と耐震改修の補助について

【申問】建築住宅課建築係 ☎ 0833-72-1549

木造住宅の耐震化を進めるため、無料耐震診断の実施と耐震改修の補助を行っています。

詳しくは、市【申】（左記QRコード参照）をご覧ください。

### □木造住宅耐震診断事業

診断員を派遣し、無料で耐震診断を実施します。

### □木造住宅耐震改修事業

耐震基準に満たない木造住宅の改修を支援します。

■要件 次のすべてを満たしていること

- ・昭和56年5月31日以前に着工された市内の一戸建て住宅（3階以下）
- ・在来軸組工法、枠組壁工法、伝統工法のいずれかで建築されていること

■店舗等併用住宅の場合は、居住部分の床面積が延べ床面積の2分の1以上を占めること

※昭和56年6月1日以降に増築している住宅は、対象にならない場合があります。

■募集戸数 先着21戸

■要件 次のすべてを満たしていること

- ・木造住宅耐震診断の要件に該当する住宅
- ・耐震診断結果の評点が1.0未満の建物を1.0以上にする工事

■募集戸数 先着3戸

■補助限度額 100万円

※市内業者で改修をする場合は110万円

※耐震改修工事費の80%が上限です。

### □共通事項

### ■申込期間

6月1日（火）～11月12日（金）

※土・日曜日、祝日は除く。

### ■注意事項

要件などについて市【申】で確認の上、

事前に建築

住宅課にお

問い合わせ

ください。



▲市【申】

水道管の洗管作業を行います

## 「水道管内リフレッシュ大作戦」を実施します

【申問】水道局工務課 ☎ 0833-71-0719

水道局では、きれいな水を安定供給するため、水道管の洗管作業を実施します。ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

### □内容

対象地域の消火栓を一齐に放水し、水道管内の附着物を洗い流します。

そのため、6月24日（木）22時以降、左図の対象地域で濁り水が発生したり水が出にくくなる可能性があります。ですので、ご注意ください。

### ★次の点に注意ください

- ・飲料水などは事前に確保をお願いします。
- ・濁水時に温水器を使用すると、フィルタが目詰まりする可能性があります。あらかじめ、使用を控えてください。
- ・濁水時の洗濯や入浴は避けてください。
- ・水道を使用する際はフィルタや温水器を経由しない蛇口で放水し、異常がないか確かめてからご使用ください。

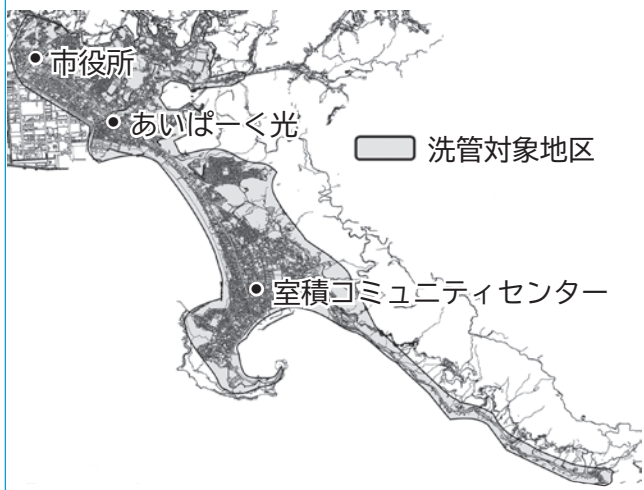
### 洗管作業実施概要

#### □実施日時

6月24日（木）22時～25日（金）5時

#### □対象地域

光井・室積地区





## 「光市協働事業提案制度」の事業提案を募集します

「光市をもっと良くしたい」「この課題を解決したい」など、日頃から感じている課題について、解決に向けた事業を提案し、行政と一緒に取り組んでみませんか。

### □提案できる人（団体）

市内に事務所や活動拠点があり、原則として1年以上継続して活動している団体（団体の定款や規約、会則などの定めがあり、構成員が5人以上であること）

### □募集する提案

令和4年4月1日から令和5年3月31日までに実施する事業で、市と協働して取り組むことにより、公共的課題の効果的・効率的な解決が見込める提案

### □事業例

・環境保全や自然保護などに関する啓発事業  
・子育て支援や子どもの健全育成に関する事業  
・高齢者や障害者の社会参加につながる事業など

### □応募期限

6月30日（水）まで（必着）

※詳しくは、市庁（下記QRコード参照）を、確認いただくか、お問い合わせください。

### 申し込み・問合せ

地域づくり推進課  
〒743-0063  
光市島田四丁目14-3  
☎0833-72-8880



市庁

令和2年度に

実施した協働事業

●「室積地区アルゼンチンアリ駆除作戦」

特定外来生物に指定されているアルゼンチンアリに対して、効果的かつ地域一体となった防除を実施することで撲滅を目指す。

●「ほっとカフェ」運営  
子どもが不登校になった経験のある保護者と、不登校や不登校傾向にある子どもを持つ保護者が交流する（ほっと一息できる）場を作り、悩みを共有することで、保護者の心の負担軽減を図る。



## 市民活動中のけがや事故を補償します

問 地域づくり推進課 ☎0833-72-8880

市では、皆さんが安心して活動できるよう「市民活動補償制度」を設けています。

### □対象となる活動

市内に活動拠点を置く市民活動団体（おおむね5人以上）が自主的に行う公共性がある活動

※職場や学校の行事、危険度が高い活動は対象になりません。

### □制度の利用方法

事前登録は不要ですが、事故発生後、速やかに活動の責任者を通じて地域づくり推進課に連絡してください。

事故から20日以内に、事故発生報告書や団体の活動計画、参加者名簿など「その事故が対象となる活動中の事故であったことが客観的に確認できる資料」などの提出が必要となります。

### □注意事項

対象となる活動中에서도、故意による場合、交通事故、けんか、むち打ちなど他覚症状がないもの、災害活動や日射病、熱中症、懇親のみを目的とする場合などは対象になりません。

| 区分      | 傷害の内容                                                                        | 補償額                      |
|---------|------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|
| 死亡補償    | 傷害事故を直接の原因として、事故の日から起算して180日以内に死亡したとき                                        | 1人500万円                  |
| 後遺障害補償  | 傷害事故を直接の原因として、事故の日から起算して180日以内に後遺障害を生じたとき                                    | 傷害の程度に応じて1人15万～500万円     |
| 入院・通院補償 | 傷害事故を直接の原因として、入院または通院して医師による治療を受けたとき<br>※入院は事故の日から起算して180日以内、通院日数はその間の90日が限度 | 入院3,000円/日<br>通院2,000円/日 |

### 2 傷害事故の補償

| 区分    | 賠償の内容         | 補償限度額               |
|-------|---------------|---------------------|
| 対人賠償  | 他人の身体への傷害     | 1人6,000万円<br>1事故3億円 |
| 対物賠償  | 他人の財物への損害     | 1事故500万円            |
| 受託物賠償 | 第三者からの受託物への損害 | 1事故300万円            |

### 1 賠償事故の補償

### □補償内容

※新型コロナウイルス感染症の拡大状況により、内容を変更することがあります。



# ひかりエつくらふ

～みんな集まれ！野あそび隊～

## 隊員を募集します

市では、子どもが“遊び”を通して自然とふれあうことで、豊かな感性や自然を敬愛する心を育むとともに、豊かな自然環境を継承する大切さを学んでもらうことを目的とした自然体験学習会を開催します。

隊員になって自然の中でさまざまな体験をしてみませんか。

★隊員には、特製の帽子・缶バッジを進呈します。

### □対象者および人数

市内小学校に通学する1～3年生の児童25人

### □応募方法

6月25日(金)までに、

①氏名(ふりがな)

②性別

③住所

④電話番号

⑤小学校名

⑥学年

を電話やメール、FAX

または下記申

し込みフォー

ムのいずれか

でお知らせく

ださい。



▲申し込みフォーム

※応募者多数の場合は抽選となります。

### 申し込み・問合せ

環境政策課環境政策係

☎ 0833-72-1465

FAX 0833-72-5943

✉ kankyouseisaku@city.hikari.

lg.jp

|      | 開催日時                        | 内 容                                      | 講 師                     |
|------|-----------------------------|------------------------------------------|-------------------------|
| 第1回目 | 7月11日(日)<br>13時～16時         | 【夏じゃけえ!“かわら”であそぼう!】<br>河原の散策 など          | 原田啓志さん<br>(自然観察<br>指導員) |
| 第2回目 | 11月14日(日)<br>13時～16時        | 【秋っちゃ!“おちば”であそぼう!】<br>落ち葉を使ったクラフト など     |                         |
| 第3回目 | 令和4年<br>2月13日(日)<br>13時～16時 | 【冬じゃけど!“おそと”であそぼう!】<br>自然を感じるネイチャーゲーム など |                         |

### 「ふるさと光応援寄附金」(ふるさと納税) お礼とご報告

## 心温まる応援、ありがとうございました

☎広報・シティプロモーション推進室 ☎0833-72-1409



### ◆メッセージの一部を ご紹介します

※コロナが終息したら、光市でゆつくりと過ごさせていたきたいと思っております。美しい自然、住みよい生活環境、地域の活力が維持されるよう応援します。

※今はまだ大変な世の中ですが、光が見えるのももうすぐです。お互い頑張りましょう。

※主人の田舎が山口県です。室積海岸の松林が大好きです。あのきれいな風景を守ってください。

※高齢者や子育て世代が住みやすい環境づくりに役立ててください!

令和2年度は、1674件ものご寄附をいただきとともに、温かいメッセージを多数お寄せいただきました。ご寄附いただいた方への感謝の気持ちを忘れることなく、新型コロナウイルス感染症対策をはじめ、さまざまな事業に有効活用し、これまで以上に本市の魅力を高める施策を進めてまいります。

### □寄附金額と活用内容 (合計 1,674件 3,225万7,000円)

| 希望使途                                       | 寄附件数 | 寄附金額         | 活用内容                                                                  |
|--------------------------------------------|------|--------------|-----------------------------------------------------------------------|
| 「おっぴい都市宣言」の理念を踏まえた少子化対策に関する事業              | 618件 | 1,055万円      | 産前・産後サポーター派遣事業、乳幼児・子ども療養助成事業、未来のパパママ応援事業、不登校自立支援事業、イングリッシュプラン事業など     |
| 「自然敬愛都市宣言」の理念を踏まえた環境保全活動に関する事業             | 282件 | 537万3,000円   | 省エネ生活普及促進事業(エコライフ補助金)、防犯灯LED化、ごみダイエット促進事業キャンペーン、白砂青松の保安全管理、海岸松林保全事業など |
| 「安全・安心都市宣言」の理念を踏まえた安全で安心して生活できるまちづくりに関する事業 | 220件 | 440万7,000円   | 防災指令拠点整備事業、避難所環境等整備事業、防災情報電話通知サービス事業、医療体制の充実、学校を活用したコミュニティセンター複合化事業など |
| 市長が必要と認める事業                                | 554件 | 1,192万7,000円 | 新型コロナウイルス感染対策事業、移住定住促進事業、光駅拠点整備基本計画策定事業、企業立地推進事業、交通系ICカード導入支援事業など     |



毎年2回お知らせします

問 財政課財政係 ☎0833-72-1412

## 市の財政状況をお知らせします

令和3年3月末日現在の令和2年度一般会計、特別会計の歳入歳出予算執行状況のほか、市債（借入金）、市有財産の状況についてお知らせします。

令和2年度一般会計の当初予算額は202億5,000万円でしたが、13回の予算の補正を経て最終予算額は269億5,888万円となりました。この予算額に対して、収入済額は254億3,340万円で収入率は94.3%、支出済額は235億6,786万円で支出率は87.4%となっています。執行状況の内訳は下表のとおりです。また、特別会計の執行状況、市債（借入金）および市有財産の状況は各表のとおりです。

なお、令和2年度の決算額は、出納整理期間後の令和3年5月末に確定します。

※各項目についての計数は、単位表示未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合があります。

### 一般会計予算額 269億5,888万円

#### 歳入の状況

| 歳入額      | 269億5,888万円 | 94.3%  | 254億3,340万円 |
|----------|-------------|--------|-------------|
| 国庫支出金    | 87億640万円    | 96.3%  | 83億8,252万円  |
| 市税       | 76億1,687万円  | 98.8%  | 75億2,277万円  |
| 地方交付税    | 39億9,522万円  | 100.4% | 40億1,244万円  |
| 市債       | 16億8,760万円  | 43.5%  | 7億3,450万円   |
| 県支出金     | 14億5,825万円  | 88.5%  | 12億9,052万円  |
| 地方消費税交付金 | 9億8,800万円   | 105.2% | 10億3,950万円  |
| その他      | 25億654万円    | 97.8%  | 24億5,115万円  |

※その他…繰越金、繰入金、諸収入、使用料及び手数料など

■ 予算額 ■ 収入率・収入済額

#### 歳出の状況

| 歳出額 | 269億5,888万円 | 87.4%  | 235億6,786万円 |
|-----|-------------|--------|-------------|
| 民生費 | 127億3,867万円 | 89.6%  | 114億774万円   |
| 総務費 | 29億9,368万円  | 84.6%  | 25億3,300万円  |
| 衛生費 | 24億8,702万円  | 89.8%  | 22億3,429万円  |
| 公債費 | 22億1,787万円  | 100.0% | 22億1,737万円  |
| 教育費 | 20億5,531万円  | 68.6%  | 14億892万円    |
| 土木費 | 18億3,048万円  | 85.7%  | 15億6,868万円  |
| その他 | 26億3,585万円  | 83.4%  | 21億9,786万円  |

※その他…商工費、消防費、農林水産業費、災害復旧費、議会費、労働費など

■ 予算額 ■ 支出率・支出済額

#### □特別会計の状況

| 会計名     | 予算額        | 収入済額       | 支出済額       |
|---------|------------|------------|------------|
| 国民健康保険  | 58億1,706万円 | 52億2,394万円 | 52億1,211万円 |
| 介護保険    | 51億9,533万円 | 43億2,097万円 | 46億4,948万円 |
| 後期高齢者医療 | 10億6,579万円 | 10億905万円   | 9億3,165万円  |

#### □市債（借入金）の状況

| 会計名   | 現在高         |
|-------|-------------|
| 一般会計  | 228億9,593万円 |
| 一時借入金 | 0円          |

#### □市有財産の状況

|                                                                                                                                        |            |                                                                                                                                        |           |                                                                                                                                             |            |                                                    |      |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|----------------------------------------------------|------|
|  <ul style="list-style-type: none"><li>土地</li></ul> | 859万4,744㎡ |  <ul style="list-style-type: none"><li>建物</li></ul> | 21万7,355㎡ |  <ul style="list-style-type: none"><li>有価証券等</li></ul> | 34億4,362万円 | <ul style="list-style-type: none"><li>車両</li></ul> | 139台 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|----------------------------------------------------|------|



## まちの話題 HIKARI CITY TOPICS

市長「わ」日記



広報・シティプロモーション推進室が取材した  
行事などは、右記リンク先でも紹介しています。



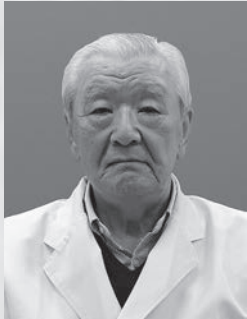
◀ふもと de ひかり QR コード



市Instagram QR コード▶



次の方が、春の叙勲を受章されました。おめでとうございます。



### 旭日双光章

元(株)光市医師会会長

こんどう りゅういち  
近藤 龍一さん (79) 室積



### 旭日単光章

山口県ソフトテニス連盟  
副会長

あきえだ まさふみ  
秋枝 正文さん (74) 岩狩

### 瑞宝双光章

※受章者のご希望により、顔写真の掲載を差し控えさせていただきます

元日本郵政公社職員  
(特定郵便局長)

うめやま よしまさ  
梅山 芳雅さん (70) 上島田



### 視閲式及び車両配備式

4月15日(木) 光地区消防組合消防本部

新年度を迎え、消防業務遂行の決意を新たに  
するために、視閲式が行われました。また、新  
たに配備された化学消防車の配備式も併せて行  
われました。

化学消防車は、泡放水での消火が可能のため、  
水での消火が困難な危険物(油)火災などにも  
対応可能な消防車です。

### 絵本の寄贈

4月28日(水) 市役所

光商工会議所青年部から、絵本「おかねって  
なあに？」35冊が寄贈されました。

この絵本は、2024年の1万円札の肖像となる  
渋沢栄一が、東京商工会議所初代会頭を務めた  
由縁から、日本商工会議所青年部が、企画・制  
作したもので、全国の自治体に贈られました。  
絵本は図書館で借りることができます。



新型コロナウイルスの感染症の拡大状況により、掲載しているイベントなどが変更や中止、または延期となることがあります。詳しくは、各問い合わせ先に確認してください。

## HIKARI CITY INFORMATION

# 情報ひろば

光市役所代表番号 ☎ 0833-72-1400  
※平日 8時30分～17時15分の間は、各担当  
直通の電話番号をご利用ください。  
 <https://www.city.hikari.lg.jp/>

## 人のうごき

(4月末現在)  
人口数 50,201 (-34)  
男性数 24,014 (-11)  
女性数 26,187 (-23)  
世帯数 23,525 (-55)  
※( )内は  
前月からの増減

## お知らせ

### 産後ケア事業を 拡充しました

産後ケア事業は、心身ともに不安定になりやすい産後の一定期間、母子に対して心身

のケアや育児のサポートを行

い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保し、産婦の心身の不調や産後うつなどを防ぐことを目的としています。

本年度から、本事業の対象と利用日数を次のとおり拡充しました。

●対象者 産婦および乳児（出産後1年を経過しない女子、乳児）

●利用日数 ショートステイ型、デイサービス型、状況によりそれぞれ原則7日間以内の利用が可能

【申請】健康増進課健康増進係（あいぱーく光）

☎ 0833-74-3007

## 児童手当の振り込み

2月分から5月分までの児童手当を、6月11日(金)に指定の口座に振り込みます。

※出生や転出など世帯状況に変更があった場合は、15日以内に手続きを行ってください。

## 【児童手当現況届の提出】

子どもの養育状況や所得状況を確認するため、現在児童手当を受給している人は現況届の提出が必要です。該当する人には6月初旬頃に提出書類を送付します。

※電子申請も可能ですが、申請には利用者証明用電子証明書が搭載されたマイナンバーカードが必要です。詳しくは市HP（下記QRコード参照）をご覧ください。

●提出期間 6月1日(火)～30日(水)



▲市HP

【提出先】子ども家庭課子育て支援係（あいぱーく光）

☎ 0833-74-3009

## 振込先の通帳への 印字について

市が口座に支払いを行う際、担当課名を印字していましたが、令和3年4月20日支払分から「ヒカリシカイケイ

カンリシヤ」（光市会計管理者）と印字されています。支払内容については、会計課にお問い合わせください。

【問合せ】  
☎ 0833-72-1594

## 各種がん検診などを 実施します

がんは日本人の死亡原因の第1位です。早期発見・早期治療のため、胃がん・子宮がん・乳がん検診は2年に1回、そのほかのがん検診は1年に1回、定期的に受けましょう。対象者には今月末日までに受診券などが届きますので、本号と同時配布の「光市けんしんガイド」をお読みの上、受診してください。

新たに、「はじめて検診応援事業」として、がん検診などの自己負担額が無料になる対象者を拡充します。

## 【光市がん検診すすめ隊】 登録事業所などを募集中！

がん検診受診を推進し、が

ん予防・がんの早期発見・早期治療の啓発に行政と一緒に取り組んでいただける店舗・施設・事業所などを募集しています。

○活動内容 ①がん検診受診勧奨リーフレットの設置など  
市民へのがん検診受診啓発  
②事業所などでのがん検診受診促進 ③「光健康マイレージ」協力店舗として割引やサービスなどの提供

※①～③のいずれかに賛同していただける事業所などを募集しています。

詳しくは、市HP（下記QRコード参照）をご覧ください。



▲市HP

【申請】健康増進課健康増進係（あいぱーく光）

☎ 0833-74-3007



## 後期高齢者

### お口の健康診断

山口県後期高齢者医療広域連合では、被保険者を対象に、お口の健康診断を無料で実施しています。

●受診期間 6月1日(火)～令和4年1月31日(月)

#### ●対象

①前年度に後期高齢者医療に加入した人

②後期高齢者医療に加入している人で、これまでにお口の健康診断を受けたことがなく、受診を希望する人(県内で先着1000人)

※対象者には5月末までに

「お口の健康診断受診券」を郵送します。②の人は、6月1日(火)以降に窓口で受診券の交付申請が必要です。

※実施歯科医療機関は受診券に同封します。

●内容 口腔状態(虫歯や歯周病の有無など)、噛む力、舌の動き、飲み込む力の確認など

●持参物 お口の健康診断受診券・質問票(受診券に同封)、保険証

☎市民課年金・高齢者医療係  
0833-72-1428

### 全国健康保険協会の 特定健診のお知らせ

全国健康保険協会(協会けんぽ)に加入する40歳から74歳までの被扶養者は特定健診を受診できます。対象者には協会けんぽから受診券が4月中旬にご自宅あてに送られています。健診実施機関へ予約の上、受診券と健康保険証を持って受診してください。

詳しくは、協会けんぽ山口

支部(下記QRコード参照)をご覧ください。



▲協会けんぽ山口支部

くか、お電話でお問い合わせください。

☎全国健康保険協会山口支部保健グループ  
083-974-1501

### 保険証に点字シールが必要な場合はご連絡を

国民健康保険または後期高齢者医療制度の被保険者証(保険証)をお持ちの人で、点字シールの貼付を新たに希望する人は、6月11日(金)までにご連絡ください。

希望者には保険証を更新する際、封筒と保険証に点字シールを貼付してお送りします。

#### ●点字の打刻内容

|      | 国民健康保険    | 後期高齢者医療 |
|------|-----------|---------|
| 封筒   | 「国保保険証在中」 | 「保険証在中」 |
| 保険証  | 「国保保険証」   | 「保険証」   |
| 更新時期 | 7月中旬以降    | 7月中旬以降  |

☎市民課国民健康保険係  
0833-72-1426

☎市民課年金・高齢者医療係  
0833-72-1428

### アルゼンチンアリにご注意ください

特定外来生物「アルゼンチンアリ」は市内では平成21年に発見され、現在も一部地域に生息しており、防除を実施しています。アルゼンチンアリの発見した場合は、ご連絡ください。

#### 【特徴】

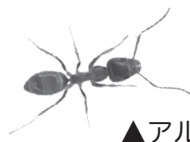
■体長約2.5ミリ

■メートル程度

■全身が茶色っぽく、体形は比較的細身

■動きが非常に敏速で数が多い

■時は列が帯状



▲アルゼンチンアリ

#### 【生息場所】

■地面に置かれたコンクリートのブロックやコンクリート構造物のひび割れの中

■石、レンガ、木、枯葉の下

■壁の隙間、玄関用マットの下など

☎環境政策課環境保全係  
0833-72-1466

### クサフグの産卵見学の中止

県指定天然記念物「光のクサフグ産卵地」における令和3年度の産卵見学につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止します。

産卵結果は、市

(下記QRコード参照)に掲載します。

☎文化・社会教育課文化振興係(教育委員会)

☎0833-74-3607



▲市

### 6月の納期

次の税、保険料の納期限は6月30日(水)です。

◎市県民税 1期

◎国民健康保険税 1期

☎収納対策課  
0833-72-1447

◎介護保険料 1期

☎高齢者支援課介護保険係(あいばーく光)

☎0833-74-3003

## お知らせ

### 新型コロナウイルス

#### ワクチン接種情報

16歳から64歳の市民への接種案内を6月中旬に発送予定です。内容を確認の上、市庁



▲予約サイト

（下記QRコード参照）またはお電話でご予約ください。

なお、高齢者の優先接種の第7クールの予約（6月21日（月）～29日（火）接種分）を5月18日から開始していますので、接種希望の人で、予約がお済みでない人は、ご予約ください。

申問 コールセンター

☎0833-774-0567

### 重度心身障害者医療費 助成制度の申請（更新）

次の対象者の医療費（健康保険適用分のみ）の自己負担分を助成します。

●対象 身体障害者手帳1～3級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級、障害年金1級、特別児童扶養手当1級に該当する人（所得制限あり）

●提出物 健康保険証、該当する手帳・証書など

※本年1月1日現在、市外に住所があった人は、マイナンバーの提示または令和3年度所得・課税証明書が必要です。

●手続き場所 福祉総務課障害福祉係（あいぱーく光）

●手続き不要の対象

○後期高齢者医療制度または国民健康保険の加入者の人で、身体障害者手帳1～3級または療育手帳Aのいずれかを交付されている人

●受付期間 6月16日（水）～30日（水）（郵送可）

申問 福祉総務課障害福祉係（あいぱーく光）

☎0833-774-3001



## 直木賞作家の角田光代さん参加のオンライン・ビブリオトークなど「まちぐるみWedding」の全国表彰記念イベントを開催

市と市民団体「光市おせっかいプロジェクトチーム」が連携して、まちの魅力を発信するために開催している「まちぐるみWedding」が、本年3月に『第25回ふるさとイベント大賞』で、全国125件の取り組みの中から「ふるさとキラリ賞」を受賞しました（下記QRコード参照）。

事業にご参画・ご協力いただいた皆さんに広くお知らせするため、記念イベントを開催します。

- 開催期間・場所 6月1日（火）～19日（土） 図書館本館
- 内容 「まちぐるみWedding」の画像や市内の小学生に制作いただいたガーランド（旗）、受賞記念盾の展示、動画の放映など



▲表彰式（オンライン）の様子



▲第25回ふるさとイベント大賞（地域活性化センター）

問 広報・シティプロモーション推進室 ☎0833-72-1409

### 【角田光代さんの著書の特集、オンライン・ビブリオトークの開催】

「第25回ふるさとイベント大賞」の選考委員で、直木賞作家の角田光代さんの著書や受賞によりお寄せいただいたお祝いメッセージを展示するとともに、角田さんの著書をテーマとしたオンライン読書会を開催します。

### ●オンライン・ビブリオトーク「私のイチオシ角田光代作品」

～参加者がオンラインで本の内容を紹介（5分以内）し、ほかの参加者が質問するコミュニケーションゲーム～

- ・日時 6月19日（土）13時30分～14時30分
- ・募集人数 参加する市民6人と見学者10人（いずれも先着）
- ・申込方法 5月26日（水）9時以降に電話または申し込みフォーム（下記QRコード参照）からお申し込みください。
- ・備考 終了後、角田さんに画面上からご参加いただき、参加者全員で記念撮影を行います。



▲詳細（市）申込フォーム



▲角田光代さん

申問 図書館 ☎0833-72-1440

## HIV検査普及週間

6月1日(火)から7日(月)まではHIVやエイズに関する関心を喚起し、HIV検査の浸透・普及を図る、HIV検査普及週間です。この期間に、次の検査を無料で実施します。

●日時 6月1日(火) 13時15分～18時(要予約)

●予約締切 5月31日(月)

●場所 県周南健康福祉センター

●検査内容 HIV抗体迅速検査(問診、採血)、梅毒血清反応検査(希望者のみ)

●申請 県周南健康福祉センター健康増進課精神・難病班  
☎0834-33-6423

## 相談



### 弁護士無料法律相談

●日時 6月2日(水) 9時～12時(一人18分程度)

●会場 あいぱーく光第2・

3会議室

●定員 20人(要予約)

●申込方法 5月26日(水)8時30分以降に電話でお申し込みください(土・日曜日を除く)。

●申請 光市社会福祉協議会  
☎0833-74-3020

### こたの教室幼児部

子どもの言葉や人とのかわり方に心配や不安な点がありましたら、ご相談ください。

●相談日 受け付け後に決定

●対象 市内在住または市内の幼稚園・保育園へ通う3歳から小学校入学までの子ども

●受付時間 月～金曜日 8時30分～16時30分(祝日を除く)。

●申請 光井小学校こたの教室幼児部  
☎0833-72-3286

### 就学相談会

就学相談員による就学相談

会を実施しています。子どもの就学や育ちに不安な点がありましたら、ご相談ください。

●相談日 毎月第3水曜日 9時～17時

※時間は受け付け後に決定

●場所 光井小学校こたの教室幼児部

●対象 幼児、小・中学生の保護者

●受付時間 月～金曜日 8時30分～17時15分(祝日を除く)。

●申請 学校教育課(教育委員会)  
☎0833-74-3602

### 就職相談会

就労に関する問題や対人関係の悩みなど、働くことへの不安を持つ人の相談をお受けします。

●日時 6月12日(土) 13時～14時、15時、16時

●場所 あいぱーく光

●対象 市内在住の15歳から49歳までの求職者およびその保護者

●相談員 臨床心理士(秘密は厳守します)

●相談料 無料

●申込方法 電話でお申し込みください。(要予約)

●申請 しゅうなん若者サポートステーション  
☎0834-27-6270

### 司法書士無料法律相談(要予約)

●日時 7月8日(木) 9時～12時(一人30分程度)

●場所 市役所 3階会議室

●定員 先着6人

●相談内容 多重債務(サラ金、クレジット)、不動産登記、訴訟手続、成年後見など

※多重債務は、事前記入事項があります。予約時にお申し出ください。

●申込方法 7月1日(木)8時30分以降に電話でお申し込みください(土・日曜日を除く)。

●申請 生活安全課市民相談係  
☎0833-72-1452

水道夜間支払窓口

昼間、金融機関などに行くことができない人は、夜間でも水道料金の納付ができます。

なお、納期限までにお支払いいただけないときは、給水を停止します。

●開設日 6月29日(火)  
●時間 21時まで  
●場所 水道局業務課  
☎0833-71-0700

夜間収納相談窓口

●開設日 6月11日(金)、21日(月)、30日(水)  
●時間 20時まで  
●場所 市役所収納対策課  
●取扱業務 市税等の収納および納付相談  
郵便局で市税等を納付する場合の郵便振替用紙は、収納係に備え付けています。

●申請 収納対策課  
☎0833-72-1447

## 相談



### 休日に税金の納付や 納付相談ができます

●日時 6月26日(土)・27日(日)  
9時～16時

●場所 市役所収納対策課

●内容

○税金(市県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税)の納付

○税金の納付相談

問 収納対策課収納係

☎0833・72・1447

## 募集



### なかよし広場

【英語を楽しもう!】

絵本をヒントに英語を使って遊びましょう。

●日時 6月14日(月) 10時30分～11時30分

●場所 あいぱく光

●講師 河村淳子さん(ma macoto)

●対象 市内在住の乳幼児とその保護者20組

●申込方法 5月31日(月)9時30分以降に窓口または電話でお申し込みください。

申 問 子育て支援センター(あいぱく光)

☎0833・74・3030

### 光市花壇コンクール 参加団体募集

花いっぱい運動に参加してみませんか。次のとおり募集します。参加団体には花壇面積に応じて苗を無料配布します。

●対象 Aブロック…自治会・老人会・子ども会など  
Bブロック…会社・事業所・工場・官公庁など  
Cブロック…幼稚園・保育園・小学校・中学校・高等学校など

●審査日 9月上旬(予定)

●賞 最優秀賞・優秀賞・優良賞など

●申込期限 6月7日(月)

問 都市政策課公園緑地係

☎0833・72・1582

### 男性料理教室

●日時 7月6日(火) 9時30分

分～13時

●場所 浅江コミュニティセンター

●対象 市内在住の男性

●内容 調理実習「夏バテ予防について」

●募集人数 20人

●持参物 米0.5合、エプロン、三角巾、タオル、筆記用具

●参加費 500円

●申込期限 6月30日(水)

申 問 浅江コミュニティセンター

☎0833・72・1438

### 要約筆記者養成講座

●日時 6月12日(土)～12月18日(土) 10時～17時(全25回)

●場所 県聴覚障害者情報センターなど

●対象 県内在住者で要約筆記による聴覚障害者などのコミュニケーション技術の習得に熱意がある人

●募集人数 20人程度

●受講料 3670円(テキスト代)

●持参物 ノートパソコン

(Windows8以上)、LANケーブル

●申込方法 福祉総務課(あいぱく光)に備え付けの申込書に必要事項を記入の上、返信用封筒を同封の上、郵送でお申し込みください。

●申込期限 5月31日(月)(必着)

申 問 県聴覚障害者情報センター(〒747・1221 山口市鏝銭司南原2364-1)

☎083・985・0611

☎083・985・0613

### 商品量目監視員の募集

●対象 一般消費者

●業務内容 自家消費のために購入した食料品などで、内容量が不足しているものを1か月に1回、所定の報告書で山口県計量検定所に報告

●募集人数 先着1人

●任期 8月1日(日)～令和4年1月31日(月)

●報奨金 2200円/月

●申込方法 6月1日(火)～7日(月)までの間に電話でお申し

込みください。

申 問 消費生活センター

☎0833・72・5511

### 理系大学院生・薬学部 生の奨学金返還支援

奨学金の貸与を受けている理系大学院生・薬学部生が、大学院修士課程修了、大学卒業後、県内の製造業または県内の情報サービス業に一定期間従事した場合、奨学金返還額の全部又は一部を補助します。

●募集対象 理系大学院修士課程1年生または薬学部5年生で奨学金の貸与を受けている人

●募集人員 25人程度

●申込方法 県庁(下記QRコード参照)

県庁(下記QRコード参照)

をご覧ください。

●募集期間 6月7日(月)～7月30日(金)(消印有効)

申 問 県産業戦略部総務調整班

(〒753・8501 山口市滝町1-1)

☎083・933・2465



▲県庁

## 緊急地震速報の 訓練放送を行います

6月17日(木)に実施される全国的な訓練にあわせ、市内の防災行政無線から一斉放送を行いますので、ご理解とご協力をお願いします。

■日時 6月17日(木) 10時頃

※天候により中止の場合があります。

### 放送内容

(♪上り4音チャイム)

「こちらは、防災光市です。

ただ今から訓練放送を行います。」

(緊急地震速報チャイム音)

「緊急地震速報。大地震です。大地震です。

これは訓練放送です。」(3回繰り返し)

「こちらは、防災光市です。

これで訓練放送を終わります。」

(♪下り4音チャイム)

### 【放送に合わせ身を守る行動をとってみましょう】

#### ●屋内では

- 頭を保護し、丈夫な机の下など安全な場所に避難する。
- 慌てて外に飛び出さない。
- 無理に火を消そうとしない。

#### ●屋外では

- ブロック塀の倒壊や看板などの落下に注意する。
- 看板や割れたガラスの落下に注意する。

問 防災危機管理課 ☎0833-72-1403

## 税務職員採用試験

税務職員の採用試験を次のとおり実施します。

詳しくは、

国税庁  な

ど(下記Q

Rコード参

照)をご覧ください。



▲国税庁  など

問 広島国税局人事第二課試験

研修係

〒730-8521 広島市

中区上八丁堀6-30

☎082-221-9211

|       |                                                                                                                                                                |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 受験資格  | 1 令和3年4月1日において、高等学校または中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して3年を経過していない者(平成30年4月1日以降に卒業した者が該当する。)および令和4年3月までに高等学校または中等教育学校を卒業する見込みの者<br>2 人事院が1に掲げる者に準ずると認める者                    |
| 試験の程度 | 高校卒業程度                                                                                                                                                         |
| 申込方法  | <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ インターネット申込 6月21日(月)9時～6月30日(水)6月30日(水)までの受信有効)</li> <li>▪ 郵送または持参による申込 6月21日(月)・6月22日(火)6月22日(火)までの通信日付印有効)</li> </ul> |
| 第1次試験 | 9月5日(日)                                                                                                                                                        |
| 第2次試験 | 10月13日(水)～22日(金)の指定された日                                                                                                                                        |

## 講座

### パソコン学習会

#### 【年月日を入力したら?】

●日時 6月9日(水) 13時30分

分 15時30分

●内容 その日の曜日、西暦、年号がわかる設定

【これは、何年目?】

●日時 6月23日(水) 13時30分

分 15時30分

●内容 日付から、それが今年で何年目か分かる

## 【共通】

◎場所 地域づくり支援センター1

◎募集人数 各回先着8人

◎参加費 1000円

◎持参物 パソコン

◎申込方法 5月26日(水)以降に電話でお申し込みください。

問 生涯学習センター

☎0833-72-3447

## 心肺蘇生法講習会

いざというときのために、応急手当の技術を学んでみませんか。

●日時 6月19日(土) 10時～12時

●場所 光総合病院 講堂

●対象 小学生以上(無料)

●内容 心肺蘇生法の基本手技、AEDの使い方

●申込期限 6月18日(金)までに電話でお申し込みください。

問 光総合病院地域医療連携室

☎0833-72-1000

## 会員を募集しています

生涯現役、経験を活かし

地域社会で働きませんか。

公益社団法人

光市シルバー人材センター

光市中央五丁目12-1 TEL(0833)71-0940



60歳以上の健康で働く意欲のある方

【入会説明会】毎月第2・第4火曜日

6月 8日(火)、22日(火)

7月 13日(火)、27日(火)

10時から開催

広告



◎定休日 毎週月曜日（祝日の場合は翌平日）

★イタリア家庭料理教室

●日時 6月9日(水) 10時～12時

●対象 18歳以上

●内容 初夏の緑を食べるイタリアン

●募集定員 先着16人

●参加費 1000円

●持ち物 マスク、エプロン、三角巾、持ち帰り容器

●場所 里の厨体験室

●申込方法 里の厨に備え付けの申込書に必要事項を記入の上、ご提出いただくか、ま

たは電話で参加者の住所、氏名（ふりがな）、電話番号をお知らせください。  
●申込期限 6月4日(金)  
※定員に達し次第締め切り



◎休館日 毎週月曜日

★岡坂弘毅故郷コンサート

「コジ・ファン・トゥッテ」本市出身のオペラ歌手、岡坂弘毅が主宰するボッカ・デ・モンテのふるさとコンサートです。

●日時 7月3日(土) 開場13

時・開演13時30分  
●場所 大ホール  
●チケット（発売中）一般：2500円、高校生以下：1000円、未就学児：無料  
●プレイガイド 市民ホール・スターピアくだまつ・周南市文化会館など

★第35回市民コンサート

出演者募集

毎年恒例の市民の皆さんによる音楽会です。日頃の演奏活動の成果を披露してみませんか。

●日時 9月19日(日) 13時開演

●対象

市内に在住、通勤・通学している個人または団体  
※音楽関係有職者による編成委員会にて選考し、出演者を決定します。

●演奏条件 クラシックを基調とする音楽を15分程度または1曲演奏

●申込方法 6月1日(火)から7月31日(土)までに電話または窓口でお申し込みください。

初夏の花しょうぶ観賞 見頃は5月29日(土)～6月13日(日) ＊期間中6月9日(水)は休園日

「せせらぎ水路」に沿って、初夏を告げる花しょうぶ約2,500株が上品で美しい花を咲かせます。

※新型コロナウイルス感染症の拡大状況により、内容を変更することがあります。

★日本山あじさい展（ひかり山あじさいの会主催）

●日時 5月29日(土)、30日(日) 9時～17時

※最終日は16時まで

●場所 研修室

★初夏の山野草展（ひかり山草会主催）

●日時 6月5日(土)、6日(日) 9時～17時

※最終日は16時まで

●場所 研修室

★ウチョウラン・ギボウシ展（光ウチョウラン同好会主催）

●日時 6月19日(土)・20日(日) 9時～17時

※最終日は16時まで

●場所 研修室

★ツリークライミング体験会 ※雨天中止

●日時 6月20日(日)

①12時30分～、②14時～（各回10名）

★初夏の苗木600円くじ

●日時 6月6日(日) 受付は①10時～、②14時～の2回

●場所 花木販売所横

●先着 各回25名 ※各回通して1世帯1回限り

★斑入・変り葉展（光園芸連絡会主催）

●内容 山野草の「斑入植物」をテーマにした展示

●日時 6月12日(土)、13日(日) 9時～17時

※最終日は16時まで

●場所 研修室

●場所 冠山総合公園イベント広場（受付）

●参加料 小学生 800円 中学生以上 1,500円

●備考 未成年者は、保護者の同意が必要です。服装などは動きやすい服装(半ズボン・スカートなど不可)・運動靴(サンダルなど不可)

●申込 電話にて予約受付

〔申〕冠山総合公園 ☎0833-74-3311

上記期間外も、6月は下記イベントを行います。



◎休館日 毎週月曜日、祝日、第1火曜日

★第15回光市作家展

本市を中心に活躍している美術作家の紹介です。洋画・墨画の新原美奈子さんとステンドグラスの渡辺満良さんの作品を展示します。

●会期 6月12日(土)～27日(日)  
9時～17時



◎入館料 260円／団体(20人以上) 200円(高校生以下・障害者手帳持参の人と介護者1人は無料)

◎休館日 毎週月曜日(祝日の場合は翌日)、第1火曜日

★古着で作るはがき掛け教室

●日時 6月13日(日)、19日(土)  
①9時～12時、②13時～16時

時(両日とも2回実施)

●講師 吉村博子さん

●募集人数 各回先着6人

●参加費 1300円(材料費)  
※受講者は入館無料です。

●持参物 鉛筆、布切ばさみ、ものさし(30センチ)

●申込方法 6月2日(水)以降に電話でお申し込みください。

★ちぎり絵展

～自然の声に心を開く～  
自然をモチーフにちぎり絵を制作されており、見ていただく人に、やさしい思いを届けたいとの心が込められた作品です。

●会期 6月17日(木)～29日(火)  
●展示者 森山修二さん

★歴史講座

●演題 才能と努力の人 山田忍三

●日時 7月4日(日) 10時～12時

●講師 植村芳弘さん(光地方史研究会会長)

●募集人数 30人

●受講料 300円(資料代)

※受講者は入館無料です。

●申込方法 6月22日(火)以降に電話でお申し込みください。



◎入浴料 市内大人510円、市内65歳以上410円、市内小学生以下310円、3歳以下無料

◎休館日 毎週月曜日(祝日の場合は翌日)

★ZUMBA教室受講生募集

ラテン系音楽とダンスを融合させて創作されたダンスフットネスエクササイズです。

●日時

○毎週水曜日 19時～20時  
○毎週土曜日 19時～20時

★太極拳

●日時 毎週水曜日 13時～15時

【共通事項】

●受講料 640円／回

●申込方法 窓口または電話でお申し込みください。

★光紙芝居定期上演

●日時 6月19日(土) 14時～15時

●演題 「やまんばのなみだ」(石城山)

●観覧料 無料(入浴は有料)  
問 光紙芝居(末岡)

☎080-33891-8940



◎休館日 毎週月曜日(祝日の場合は翌日、大和分館は祝日の場合は月曜日、その翌日ともに休館)、第2木曜日

★図書のリサイクル

図書館で除籍となった図書や保存期間の過ぎた雑誌を無償で譲渡します。

●日時  
○6月4日(金) 9時～19時

○6月5日(土)、6日(日) 9時～17時

●場所 2階 視聴覚室

●持参物 本を持ち帰る袋

●譲渡上限 一人10冊まで  
※破損、汚損、落丁本などがあります。ご了承ください。

※入場人数制限など、感染対策にご協力ください。

※状況によっては中止の場合があります。

★新刊案内

【一般書】

すぐにももらえるお金と使えるサービス (溝口知実)  
キャンプ×防災のプロが教える新時代の防災術 (寒川一)  
緊急事態宣言の夜に (さだまさし)

クララとお日さま

(カズオ・イシグロ)

【児童書】

建築家になりたい君へ

(限研吾)

かきやまぶし (田中六大)

おにぎり! (村上康成)

年金

## 年金 & 消費生活 アドバイス



### \*問合せ

- 市民課年金・高齢者医療係  
☎0833-72-1428
- 消費生活センター  
☎0833-72-5511

## 国民年金のお知らせ

☎徳山年金事務所国民年金課 ☎0834-31-2152  
※電話は自動音声応答です。音声案内に従い、最初は「2」を押し、次も「2」を押してください。

### 国民年金保険料は納付期限までに納めましょう

令和3年度（令和3年4月分から令和4年3月分まで）の国民年金保険料は、月額16,610円です。この保険料は日本年金機構から送付される納付書や口座振替などで納付してください。

#### 【ご注意ください】

- 納付期限までに納めていない人に対しては、日本年金機構が民間委託により、電話・文書による納付・免除勧奨業務を行っています。
  - 収入の減少や失業などによる経済的な理由で保険料の納付が困難な場合は、保険料の納付が免除・猶予される制度があります。（現在、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した人は免除が可能になる場合があります。）
- 詳しくはお問い合わせください。



## 消費生活 相談



### \*住宅修理の訪問販売業者にご注意

#### 【相談】

突然来訪した業者に「お宅の屋根瓦がずれているのを見えました。今なら無料で点検します」と言われたため、点検を依頼しました。点検後、「早急に屋根全体を修理したほうが良いです」と急かされたため契約してしまいましたが、高額な為に家族に反対されました。解約できますか。

#### 【対応】

契約書面の受領日を含む8日間はクーリング・オフができることを説明しました。また、高額な修理は複数の業者から見積もりを取り、すぐには契約しないよう助言しました。

#### 【ワンポイントアドバイス】

住まいるダイヤル (<http://www.chord.or.jp/>) では、リフォームに関する困りごとや見積もりチェックサービス（無料）を専門の相談員が電話(0570-016-100)で受付けています。契約前にご利用ください。



☎環境事業課ごみ・リサイクル対策係 ☎0833-72-1471

☎[https://www.city.hikari.lg.jp/life\\_scene/Lifescene\\_garbage/3r/index.html](https://www.city.hikari.lg.jp/life_scene/Lifescene_garbage/3r/index.html)

詳しくは



#### 【譲りたいものの一部を紹介 【内は登録番号】

- 【1,2】簡易ベット 【3】座いす 【4～11】テーブル  
【12】ホワイトボード

#### 【譲ってほしいものの一部を紹介 【内は登録番号】

- 【1】ジュニアシート 【2】車いす 【3】手押し車  
【4】長テーブル 【5】室積保育園体操服(100cm)

※18歳以上の方が利用できます。（営利目的不可）

※交渉が成立している場合がありますのでご了承ください。

### \*リユースキッズひかり

#### 【譲りたいものの一部を紹介 【内は登録番号】



◀【1】チャイルドシート



【10】ベビーカー

【140】ベビーバス 【13】セフティチャイルドチェア

※上記以外にも、子供服や絵本などがあります。

### 光の恵み de 朝ごはんレシピ

#### 「夏野菜ともずくの納豆あえ」



調理時間：10分  
【一人分栄養価】  
エネルギー 60kcal  
食塩相当量 0.04g

#### 【作り方（材料2人分）】

①きゅうり（1/2本）は輪切りにし、塩もみ（塩：分量外）する。トマト（1/2個）は1cm角に切る。オクラ（2本）はサッとゆで、輪切りにする。もずく（適量）は洗ってザルにあげる。長い場合は食べやすい長さに切る。

②納豆（1パック）と①を混ぜてできあがり。

#### おすすめポイント

朝なので早く作れてなるべく火を使わず、バランスのとれたものにしました。

（浅江中学校2年 K. Kさん）

### あなたの健康プラスアップ

#### 朝ごはん、毎日食べて健康な1日をスタート！

～6月は食育月間、毎月19日は食育の日～

光市「健康・食育に関するアンケート調査」（令和2年度実施）の結果、朝食の欠食がある児童生徒が約2～3割いる状況です。

朝食を食べないことがある児童生徒の「朝食を食べない理由」は多い順に、「おなかがすかない・食欲がないから」「食べる時間がないから」「いつも食べないから（食べる習慣がないから）」でした。

全国的に、毎日朝食を食べる子どもほど、学力・体力ともに高い傾向にあります。朝食でブドウ糖をはじめとする様々な栄養素を補給すると、午前中からしっかり活動できる状態になり、授業の集中力も違います。食事内容の偏りや摂取量の不足を改善し、1日を元気にスタートさせる朝ごはんを食べ、元気な毎日を過ごしましょう。

#### 【朝食をとることが大切な理由】

- ・体のリズムを整える
- ・やる気と集中力が出る
- ・脳にエネルギーを補給



### 6月の健康カレンダー

| 行事名 |                                 | 日時                                                      | 場所     | その他                             |
|-----|---------------------------------|---------------------------------------------------------|--------|---------------------------------|
| 育見  | 1歳児・2歳児お誕生相談<br>歯の健康相談<br>(要予約) | 10日(木) 10:00～11:00<br>13:30～14:30<br>16日(木) 10:00～11:00 | あいぱーく光 | 持参物：母子健康手帳<br>使用中の歯ブラシ<br>ご案内用紙 |
|     | 健康相談（要予約）                       | 8日(火) 9:00～15:00                                        | あいぱーく光 | 持参物：健康手帳（お持ちの人）                 |
| 健康  | 食育相談（要予約）                       | 16日(水) 9:00～15:00                                       | あいぱーく光 | 持参物：母子健康手帳（妊婦、乳幼児）              |
|     | 癒しのカウンセリング<br>(前日午前中までに要予約)     | 22日(火) 13:30～15:30                                      | あいぱーく光 | 内容：公認心理師などによる心の健康相談             |

※新型コロナウイルス感染症対応などにより変更の場合は市☎などでお知らせします。

※行事に参加される人は、新型コロナウイルス感染症対策のチェックリストを確認の上、ご来場ください。（ご案内用紙裏または市☎参照）

### 急病で困ったときは

#### 休日診療所

■場所 あいぱーく光内  
(光市光井二丁目2-1)

■診療時間 9時～17時

□受付 9時～11時30分  
13時～16時30分

■持参物 健康保険証、  
診療代、お薬手帳

■問合せ ☎0833-74-1399  
※電話連絡をした上で、受診してください。

| 6月の診療日 | 診療科目（※） |     |
|--------|---------|-----|
|        | 内科系     | 外科系 |
| 6日(日)  | 内科      | 外科  |
| 13日(日) | 内科      | 皮膚科 |
| 20日(日) | 内科（小児科） | 外科  |
| 27日(日) | 内科（小児科） | 耳鼻科 |

#### ※周南地域休日・夜間こども急病センター

■場所 徳山中央病院内（周南市孝田町1-1）

■診療時間（夜間は日曜・祝祭日を含む毎日）

【夜間】19時～22時（受付21時30分まで）

【日曜・祝祭日】9時～12時、13時～17時  
(受付各診療終了30分前まで)

■対象 0歳～15歳までの内科的疾患

■問合せ ☎0834-28-9650

#### ※小児救急医療電話相談

■相談時間 19時～翌日8時

■対象 15歳未満の子ども

■問合せ ☎083-921-2755

※プッシュ回線の固定電話、携帯電話は ☎ #8000



|           |                                                                                                                                                                                                                               |                                           |                                                                                 |
|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|
| 16<br>(水) | ●食育相談（9時～、あいぱーく光）※要予約、☎0833-74-3007<br>●育児相談・歯の健康相談（10時～、あいぱーく光）※要予約、☎0833-74-3007<br>●マイナンバーカード申請・公布 臨時窓口（19時まで、市役所） <b>もの</b> （下表参照）                                                                                        | 23<br>(水)                                 | ●パソコン学習会（13時30分～、地域づくり支援センター）※要予約、5月26日から受付開始 ☎0833-72-3447<br><b>もの</b> （下表参照） |
| 17<br>(木) | ●ちぎり絵展（29日まで、ふるさと郷土館）<br><b>心配</b> （下表参照）                                                                                                                                                                                     | 24<br>(木)                                 | ●野菜栽培指導教室「楽農塾」（13時30分～、三島コミュニティセンター）<br><b>行政 人権</b> （下表参照）                     |
| 18<br>(金) | ●3歳児健診（12時40分～、あいぱーく光）                                                                                                                                                                                                        | 25<br>(金)                                 | ●野菜栽培指導教室「楽農塾」（10時～、光井コミュニティセンター）<br>●野菜栽培指導教室「楽農塾」（13時30分～、室積コミュニティセンター）       |
| 19<br>(土) | ●古着で作るはがき掛け教室（9時～ / 13時～、ふるさと郷土館）※要予約、6月2日から受付開始 ☎0833-78-2323<br>●ウチョウラン・ギボウシ展（20日まで、9時～、冠山総合公園）<br>●心肺蘇生法講習会（10時～、光総合病院）※要予約、☎0833-72-1000<br>●オンライン・ヒブリオトーク（13時30分～）※要予約、26日から受付開始 ☎0833-72-1440<br>●紙芝居の定期上演（14時～、ゆーぱーく光） | 26<br>(土)                                 | ●休日納付相談（27日まで、9時～、市役所）<br>●野菜栽培指導教室「楽農塾」（13時30分～、里の厨）                           |
|           | 20<br>(日)                                                                                                                                                                                                                     | ●ツリークライミング体験会（12時30分～ / 14時～、冠山総合公園）※雨天中止 | 27<br>(日)                                                                       |
| 21<br>(月) | ●夜間収納相談窓口（20時まで、市役所）                                                                                                                                                                                                          | 28<br>(月)                                 |                                                                                 |
| 22<br>(火) | ●癒しのカウンセリング（13時30分～、あいぱーく光）※要予約、☎0833-74-3007                                                                                                                                                                                 | 29<br>(火)                                 | ●水道夜間支払窓口（21時まで、水道局）                                                            |
|           |                                                                                                                                                                                                                               | 30<br>(水)                                 | ●夜間収納相談窓口（20時まで、市役所）<br><b>もの</b> （下表参照）                                        |

## 【相談窓口開設日時】

| 相談の種類            | 内容                    | 日時                                       | 場所                      | 問合せ                            |
|------------------|-----------------------|------------------------------------------|-------------------------|--------------------------------|
| <b>行政</b> 行政相談   | 国などの行政機関に対する意見、要望など   | 3日(木) 9時～12時<br>24日(木) 9時～12時            | 大和コミュニティセンター<br>あいぱーく光  | 生活安全課市民相談係<br>☎0833-72-1452    |
| <b>心配</b> 心配ごと相談 | 生活上の心配ごとなど            | 3日(木) 9時～12時<br>17日(木) 9時～12時            | 大和コミュニティセンター<br>あいぱーく光  | 社会福祉協議会<br>☎0833-74-3020       |
| <b>人権</b> 人権相談   | 人権問題についての相談など         | 3日(木) 9時～12時<br>10日(木)、24日(木) 9時～12時     | 大和コミュニティセンター<br>あいぱーく光  | 人権推進課<br>☎0833-72-1459         |
| <b>年金</b> 年金相談   | 年金事務所による年金出張相談        | 9日(水) ※要予約<br>9時30分～12時、13時～15時30分       | 市役所3階会議室                | 徳山年金事務所<br>☎0834-31-2152       |
| <b>もの</b> もの忘れ相談 | もの忘れ、健康、介護に関する相談など    | 毎週水曜日（祝日を除く）※要予約<br>9時～12時、13時30分～15時30分 | あいぱーく光                  | 基幹型地域包括支援センター<br>☎0833-74-3002 |
| 教育相談             | 教育、学校生活に関する相談など（電話相談） | 月～金曜日 8時30分～19時<br>※祝日を除く、水曜日は17時15分まで   | 相談受付電話<br>☎0120-72-3749 | 青少年センター<br>☎0833-72-2245       |

2021

## 6月 お知らせカレンダー

|          |                                                                                                                   |           |                                                                                                                                                                        |
|----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1<br>(火) |                                                                                                                   | 9<br>(水)  | ●イタリア家庭料理教室 (10時～、里の厨)<br>※要予約 ☎0820-49-0831<br>●パソコン学習会 (13時30分～、地域づくり支援センター)※要予約、5月26日から受付開始 ☎0833-72-3447 <b>もの 年金</b> (右下表参照)                                      |
| 2<br>(水) | ●弁護士無料法律相談<br>(9時～、あいぱーく光)※要予約、5月26日から受付開始 ☎0833-72-3020<br>●マイナンバーカード申請・公布 臨時窓口 (19時まで、市役所)<br><b>もの</b> (右下表参照) | 10<br>(木) | ●育児相談・歯の健康相談 (10時～ / 13時30分～、あいぱーく光)※要予約、<br>☎0833-74-3007<br>●成人歯科健診、ふれあい歯科健診 (13時30分～、あいぱーく光)※要予約、<br>☎0833-74-3007 <b>人権</b> (右下表参照)                                |
| 3<br>(木) | <b>行政 人権 心配</b> (右下表参照)                                                                                           | 11<br>(金) | ●夜間収納相談窓口 (20時まで、市役所)                                                                                                                                                  |
| 4<br>(金) |                                                                                                                   | 12<br>(土) | ●第15回光市作家展 (27日まで、9時～、文化センター)<br>●斑入・変り葉展 (13日まで、9時～、冠山総合公園)<br>●サツマイモ・落花生収穫体験 (10時～、里の厨) ※要予約、☎0820-49-0831<br>●就職相談会 (13時～/14時～/15時～/16時～、あいぱーく光) ※要予約、☎0834-27-6270 |
| 5<br>(土) | ●初夏の山野草展 (6日まで、9時～、冠山総合公園)                                                                                        | 13<br>(日) | ●古着で作るはがき掛け教室 (9時～/13時～、ふるさと郷土館) ※要予約、6月2日から受付開始 ☎0833-78-2323<br>●マイナンバーカード申請・公布 臨時窓口 (9時から12時まで、市役所)                                                                 |
| 6<br>(日) | ●初夏の苗木600円くじ (10時～/14時～、冠山総合公園)<br>●野菜収穫体験 (10時～、里の厨) ※要予約、☎0820-49-0831                                          | 14<br>(月) | ●なかよし広場 (10時30分～、あいぱーく光) ※要予約、5月31日から受付開始 ☎0833-74-3030                                                                                                                |
| 7<br>(月) |                                                                                                                   | 15<br>(火) |                                                                                                                                                                        |
| 8<br>(火) | ●健康相談 (9時～、あいぱーく光)※要予約、☎0833-74-3007                                                                              |           |                                                                                                                                                                        |

「見つけた！ひかりの“光”」応募作品のご紹介  
【応募作品の一部】

申問広報・シティプロモーション推進室  
☎0833-72-1409 ✉kouhou@city.hikari.lg.jp



▲市



@ponchan\_6072



@tetuo2960



@mik\_photo



@umek20928

※インスタグラムに「#ひかりの光」を付けて投稿された画像の中から一部をご紹介します。ぜひ、皆さんも本市の魅力を発信してください。なお、詳しくは市(☎) (上記QRコード参照) をご覧ください。

# 不妊・不育症治療費の助成拡充について

市では、「おっぱい都市宣言」のまちとして、県内で初めて不育症治療に対する助成を行うなど、子どもを生み育てやすい環境づくりを進めています。

本年度からは、次のとおり不妊・不育症治療ともに所得制限を撤廃します。

| 区分        |              | 令和3年4月1日以降の変更                                                                                                                                                                            |
|-----------|--------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 一般不妊治療（市） |              | 所得制限の撤廃 ※前年度所得 730 万円を超える人も費用助成を行います。                                                                                                                                                    |
| 不育症治療（市）  |              | 所得制限の撤廃 ※前年度所得 730 万円を超える人も費用助成を行います。                                                                                                                                                    |
| 特定不妊治療    | 男性不妊治療（県）    | <ul style="list-style-type: none"> <li>所得制限の撤廃</li> <li>治療 1 回につき上限 30 万円</li> <li>事実婚の人も申請可</li> <li>子一人当たり 6 回まで（妻の年齢が 40 歳以上 43 歳未満は子ども一人当たり 3 回まで）</li> </ul>                        |
|           | 体外受精・顕微受精（県） | <ul style="list-style-type: none"> <li>所得制限の撤廃</li> <li>治療 1 回につき上限 30 万円 ※ただし治療内容により 10 万円となる場合があります。</li> <li>事実婚の人も申請可</li> <li>子一人当たり 6 回まで（40 歳以上 43 歳未満は子ども一人当たり 3 回まで）</li> </ul> |

## 助成内容

| 区分     | 対象となる治療                                      | 助成額             | 助成期間                                  | 申請期限                                              |
|--------|----------------------------------------------|-----------------|---------------------------------------|---------------------------------------------------|
| 一般不妊治療 | 令和3年4月以降に受けた医療保険適用の不妊治療                      | 1 年度あたり 3 万円以内  | 通算 5 年<br>※3 年目以降については医師が必要と判断したものに限る | 令和4年3月31日(木)                                      |
| 人工授精   | 令和3年4月以降に受けた医療保険適用外の人工授精                     |                 |                                       |                                                   |
| 不育症治療  | 令和3年4月以降に受けた医療保険適用・適用外の不育症治療<br>※検査のみの場合も申請可 | 1 年度あたり 20 万円以内 | 通算 5 年                                | ①か②いずれか早い日<br>①治療が終了した日から 90 日以内<br>②令和4年3月31日(木) |

| 区分     | 対象となる治療   | 年齢要件                    | 申請期限         |
|--------|-----------|-------------------------|--------------|
| 特定不妊治療 | 男性不妊治療    | 治療期間の初日における妻の年齢が 43 歳未満 | 令和4年3月31日(木) |
|        | 体外受精・顕微受精 |                         |              |

- 申請期限を過ぎると助成が受けられません。
- 上記以外の条件があります。詳しくは、市<sup>市</sup>または県<sup>県</sup>（右記QR参照）でご確認ください。
- 申請に必要な書類は健康増進課で配布するほか、市<sup>市</sup>（右記QR参照）からダウンロードできます。
- 医療機関等証明書の発行に時間を要する場合がありますので、あらかじめ受診先へ確認してください。

▲市<sup>市</sup>▲県<sup>県</sup>

## 申請・問合せ 健康増進課（あいぱく光） ☎ 0833-74-3007

私は将来、短期大学で学んだことも教育、四年制大学で学んでいる仏教学、光高校放送部で培った伝える力を活かしてさまざまなジャンルで活躍し、私にしかできない働き方を実現したいです。そして、いつかふるさと光市に帰って来たときには、経験した事を最大限に駆使して貢献したいと考えています。

▲ながおか あいり  
長岡 阿衣瑠さん  
附属光中卒

私は現在、大学で教育学と心理学を学びながら、教員免許の取得を目指しております。将来は、生徒一人ひとりの心に寄り添えるカウンセラーのような素質をもった教員になりたいと考えております。そして、人を教える、人を育てる「教育者」という立場から、地元山口県、そして光市に貢献していきたいです。

▲やすなが きいち  
安永 稀一さん  
島田中卒

新成人の誓い